

由利本荘市森林経営管理制度推進交付金

適切に管理されていない森林を森林所有者にかわって林業事業体が森林整備を実施

森林の適切な経営や管理が行われないと、土砂災害の防止や水源かん養等へ影響を及ぼすことが懸念されるため、平成31年4月から「森林経営管理制度」がスタートし森林の適切な経営や管理を進めることが求められています。

この交付金は、森林所有者が自ら経営や管理を行うことができない、または、方法が分からないという場合に林業事業体が本交付金を使って、皆様に代わり、必要な森林施業を実施するというものです。

◆交付金の流れ



◆交付金の内容

○誰とどんな契約(計画作成)をするの？

経営管理権集積計画を森林所有者の皆さんと市が作成します。計画期間中は、計画書の内容に従って整備されているか市が管理します。森林所有者の皆様が林業事業体と合意した施業(間伐等)は、その林業事業体の実施します。

○どんなことをするの？

森林所有者の森林を除伐や保育間伐の施業により、災害防止や森林の持つ多面的機能の発揮を図るように整備します。

○お金はかかるの？

交付金事業の承認を受けると上記の整備は、国から交付される「森林環境譲与税」を充てさせていただきますので、森林所有者の負担はありません。

○どれくらいの期間、預けなければならないの？

最後の施業(間伐等)から、10年程度は集積計画作成期間となり、市に預けることになります。

○期間満了後は、どうしたらいいの？

期間満了後はお返しいたします。その後の経営・管理は林業事業体の方と相談し、自分で管理していくか？林業経営体に委託するか？など検討し、森林の維持・更新に努めてください。